主務省令第２条第２項第12号の高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程及び鋼材の製造工程に係る事業活動	(1)と(2)の合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（粗鋼を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度に係る上工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(1)上工程に係る目指すべき水準 令和８年度　2.105 令和９年度　2.100 令和10年度　2.095 令和11年度　2.090 令和12年度　2.084	(1)上工程に係る活動量 銑鉄生産量（単位は、トンとする。）
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（粗鋼から鉄鋼製品を製造する工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(2)下工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.06944 令和９年度　0.06824 令和10年度　0.06704 令和11年度　0.06584 令和12年度　0.06464	(2)下工程に係る活動量 燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第２条第２項第13号の電気炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動	(1)と(2)の合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（鋳片を製造するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に当該年度における直接排出割合を乗じて得た値に、当該年度における上工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(1)上工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.2618 令和９年度　0.2598 令和10年度　0.2578 令和11年度　0.2559 令和12年度　0.2539	(1)上工程に係る活動量 粗鋼生産量（単位は、トンとする。）
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（鋳片から鋼材製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(2)下工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.05168 令和９年度　0.05161 令和10年度　0.05155 令和11年度　0.05148 令和12年度　0.05142	(2)下工程に係る活動量 燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第２条第２項第14号の電気炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動	(1)と(2)の合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（溶解工程までの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に当該年度における直接排出割合を乗じて得た値に、当該年度における上工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(1)上工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.2910 令和９年度　0.2859 令和10年度　0.2809 令和11年度　0.2759 令和12年度　0.2708	(1)上工程に係る活動量 粗鋼生産量（単位は、トンとする。）
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（溶解工程より後の工程から鋼材製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(2)下工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.05143 令和９年度　0.05140 令和10年度　0.05136 令和11年度　0.05133 令和12年度　0.05129	(2)下工程に係る活動量 燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第２条第２項第15号のアルミニウム製造業における半製品の製造工程及び半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動	(1)と(2)の合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（半製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における上工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(1)上工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.2229 令和９年度　0.2196 令和10年度　0.2163 令和11年度　0.2131 令和12年度　0.2098	(1)上工程に係る活動量 半製品の生産量（単位は、トンとする。）に炉のサイズ及びチャージ数（時間当たりの鋳造回数をいう。以下同じ。）を踏まえた補正係数（工場等ごとに、備考⑭で定める方法により算定する値をいう。）を除した量
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（半製品からアルミニウム製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(2)下工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.2696 令和９年度　0.2692 令和10年度　0.2689 令和11年度　0.2686 令和12年度　0.2682	(2)下工程に係る活動量 アルミニウム製品の生産量（単位は、トンとする。）
主務省令第２条第２項第16号の自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.09971 令和９年度　0.09944 令和10年度　0.09918 令和11年度　0.09891 令和12年度　0.09864	次の(1)から(4)までの合計量 (1)車体とバンパーを別で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものを除く。）の生産台数に1.00を乗じた量 (2)車体とバンパーを別で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものに限る。）の生産台数に1.25を乗じた量 (3)車体とバンパーを一体で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものを除く。）の生産台数に1.04を乗じた量